

令和4年6月10日

令和4年度第3回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和4年6月10日（金曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和4年6月10日（金曜日） 午後2時04分

#### 4. 議案

- 議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第15号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第17号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第18号 令和4年度東青地区農業委員会大会等への提出要望について
- 議案第19号 令和4年度東青地区農業委員会大会スローガンについて
- 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第8号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

#### 5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
10番 堤 武久	11番 豊川 明子	14番 成田 貴吉
15番 西澤 清光	16番 野口 友子	17番 福士 修身
18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹	

#### 6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

12番 長野 英雄	13番 中村 美喜雄	
-----------	------------	--

#### 7. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小笠原 訓史	事務局 次長	工藤 哲也
事務局 分室長	佐藤 保	主 幹	堀内 和之
主 幹	工藤 武	主 事	天内 隆人

#### 8. 議事の概要

（開会、議事録署名、会期）

（事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として農業委員のみの召集とし、農地利用

最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただ今から、令和4年度第3回青森市農業委員会月例総会を開会します。  
これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中17名が出席しております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしく願いいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。16番野口友子委員、17番福士修身委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第14号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

#### ○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権の移転が 2 件、賃借権設定が 12 件、使用賃借権設定が 1 件です。

個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 5 ページに記載しておりますが、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧いただきたいのですが、申請事由としては、譲渡人または貸主については、労力不足などのためであり、譲受人または借主については、経営規模の拡大であります。申請番号 28 番から 30 番は、法人の農業参入となっており、これは農地を適正に利用していない場合は、貸借の解除を条件にした解除条件付きの賃借権設定であります。

これらの申請はいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している A3 版の調査書のとおりであります。

また、農業参入である ENEOS グローブエナジー株式会社については、A4 版の調査書の別紙の方をご覧ください。農業委員会手帳をお持ちの方は、資料編の 18 ページをあわせてご覧ください。

こちらには 2 つの表を掲載しており、上の表が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の確認であります。

これらにはいずれも該当しないと判断しておりますが、この中で今回の申請における、第 1 号の全部効率利用の要件については、ハウスで冬期間も含めた通年のイチゴ栽培を行う計画であることから、作付面積のほか、栽培に必要な不可欠な除雪スペース・通路・駐車場・設備等として利用される計画であるため、不許可要件には該当しないと判断しております。

ただし、第 3 条第 2 項第 2 号、第 4 号については、解除条件付き貸借の場合は、不許可要件から除外されており、その下の表の○印、「農地所有適格法人以外の法人等の貸借の場合」の各号に該当することが許可基準となります。

当該申請については、第 3 項第 1 号の解除条件から第 3 号 1 人以上の常時従事に該当するものと判断しております。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、まず、4 ページ目の申請番号 28 番から 30 番は、ENEOS グローブエナジー株式会社による農業への新規参入で、担当の方がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である ENEOS グローブエナジーの担当者を入場させてください。

#### ○議 長（西澤清光会長職務代理者）

まず、自己紹介として、法人名、自己の役職及び氏名、法人として申請に至った理由等をお願いします。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏・●●氏

ENEOS グローブエナジー副課長、●●●●と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

同じく、●●●●になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

経緯ということですが、弊社は、北は北海道、南は熊本まで全国展開しているLPガス販売事業者です。皆様ご承知のとおり、青森県は人口減少に歯止めがかかりません。20年後には82万人しかいなくなると予想されております。人口減少＝LPガスの販売収益も落ちるというところで何か新しい事業にチャレンジする必要があるというところがスタートになります。

当社は化石燃料を燃焼させる、温室効果ガスを出す商売をしております。しかし、全世界で温室効果ガス削減が叫ばれている中、当社もなにかしら取り組まなければいけないといった中で、農業への参入、当社が排出した二酸化炭素を可能な限り、当社で回収するという取り組みも必要ではないかという事で農業参入というところに至りました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ENEOS グローブエナジーさん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願ひします。

質問・意見のある委員は述べてください。

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷といいます。どうもご苦勞様です。ハウス利用を中心とした施設園芸に取り組むようでございます。私としてはウェルカムということをお前提に何点かお尋ねします。

まず1点目、労働力の状況ですが、ここに3名の方が、今日●●さんいらっしゃるようですが、この方々が農業経営に参加するのか、組織形態どういう感じで考えているのか。まず1点目それをお聞きしたいと思います。

2点目はですね、再雇用、従業員の雇用確保、夏場の労働力活用が記載されていますが、内容を具体的にお知らせ願ひたい。

3点目、CO<sub>2</sub>を利用したイチゴ栽培、これどういうものか、お知らせ願ひれば。

以上3点、お知らせ願ひたい。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

ありがとうございます。回答させていただきます。

1番最初に頂いた質問、構成員は基本的に4人で実施致します。この4人のうち3人は今農業の研修に従事しています。どういう研修かという点と黒石にある青森県の農林総合研究所の方にお邪魔しまして、豪雪栽培のトップランナーで活躍されている●●先生から1年間指導を受けるという形でこの3人が、研修で今年4月から来年3月まで行く予定になっております。基本的にこの3人でこれからイチゴを回していくというふうを考えております。

続いて、夏場の雇用という部分なんですけれども、弊社はL Pガスの販売をメインにしております。冬場は更に灯油の配達なども業務の中に入ってきます。冬場が弊社の需要期で、夏場は冬と比べると閑散期にあたります。そこで出た余剰の要員をハウスの方で人員として配置することで、より人員の効率化を図りたいと思っている次第です。

3番目のCO<sub>2</sub>を利用した栽培に関してなんですけれども、これは国の研究機関である産業技術総合研究所という研究機関があるのですが、その●●先生という方が加温機から発生されたCO<sub>2</sub>を一時的にハスクレイという物質に吸着させて、CO<sub>2</sub>が必要になる、光合成が活発になる午前中に一度溜めたCO<sub>2</sub>を放出して収量を伸ばすという取り組みをされておりました。加温機は重油・灯油いろいろ燃料があると思うんですけれども、弊社はガスのエアコンを利用してガスの高度利用化及び営農の発展という部分のトライアルを兼ねて実施したいと考えております。

○議 長

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

従業員の構成員の方は、青森市の方ですか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

はい、さようでございます。

○1 番（秋谷進委員）

みなさん。東京とかじゃなくて。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

地元です。

○1 番（秋谷進委員）

2点目ですね、CO<sub>2</sub>を利用したというのは、特別なにかプラントとか必要ですか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

プラントまではいかないですが、市販化されていない吸着機及びガスのエアコンと機械をつなぎこむ装置が必要になります。それを自社というか国の研究機関の力も借りながら開発をして運用していこうとしています。

○1 番（秋谷進委員）

農林総合研究所では、その施設あるんですか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏  
農総研では、そういうものはございません。

○1 番（秋谷進委員）  
ない。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏  
はい。国の機関の方で過去にそういった装置を作った実績があるという事で、それをベースにガスエアコンに置き換えて実施したいと考えております。

○1 番（秋谷進委員）  
機械を買ってくるわけですか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏  
さようでございます。

○1 番（秋谷進委員）  
CO<sub>2</sub> を出す機械を。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏  
はい。ガスエアコンに関しては、弊社の事務所や皆様が行かれるスーパー、大型店舗で既に利用されている商品です。

○1 番（秋谷進委員）  
例えば、どういう名前を出ているものですか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏  
GHPという商品名で、ガスヒートポンプという商品でガスエアコンですね。販売されているものを上手く農業に利用できないかというところの取り組みをしたいと考えております。

○1 番（秋谷進委員）  
なるほどね。植物が光合成作用するためにはCO<sub>2</sub> が必要ですがけれども、ガスを出す機械というのがあるんですか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

はい。ガスというか、すみません。ガスを燃焼させて、エアコンなので冷暖房をさせる。冷風を出したり温風を出したりする機械。

○1 番（秋谷進委員）

大きいものですか、機械は。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

機械自体は大きいものです。

○1 番（秋谷進委員）

大きい。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

はい。業務用のものです。家庭用エアコンではないです。

○1 番（秋谷進委員）

●●さん達は、日本で第1号でやるという捉え方でよろしいですか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

私達、可能な限り調べたんですけども、調べた範囲では第1号になります。

○1 番（秋谷進委員）

なるほどね。黒石にある農林総合研究所には無いのでしょうか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

ございません。ネポンや加温器で暖房とっているという状況です。

○1 番（秋谷進委員）

施設園芸って温度で調節するという、それしかイメージしか浮かばないんですけども、炭酸ガスを多く出して植物の生長を促進する、そういうイメージでいいんですか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

冷暖房をするエアコンから排出された二酸化炭素を再利用するというような建て付けになります。

○1 番（秋谷進委員）

なるほどね。黒石に勉強しに行くと。黒石の方の農林総合研究所も一緒に勉強しようという話になってますか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

私達、3人お邪魔しているんですが、3人のために研修のプランまで作って頂いておまして、そのスケジュールに合わせて研修をさせて頂いております。

●●先生のところに、同じくイチゴ栽培をされる農家さんがかなり集まっていらっしゃいまして、私もその方々と意見交換が出来たり、こういう点を気をつけなさいとアドバイスを頂いたり、と非常に友好的でもありますし、有意義な研修とさせて頂いております。

○1 番（秋谷進委員）

なるほど。4名の方がいらっしゃる。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

はい。

○1 番（秋谷進委員）

●●さん達は青森市民ですか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

さようございます。

○1 番（秋谷進委員）

皆さん。執行役員の方も。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

執行役員は生まれは青森ですが、その後関東のほうにいました。

○1 番（秋谷進委員）

実家はどっちですか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

五戸です。

○1 番（秋谷進委員）

五戸。青森県内の方ですか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

そうですね。

○1 番（秋谷進委員）

なるほどね。

来年の3月まで勉強するという事で安心しましたけれども、こういうハウス建設する場合、日光の日照をどう取り込むのかというところを一番メインで皆さん工夫してきたところでは。日照にどう取り組むかは、ハウスをどう建てればいかに結びつきますので、青森市の借りるところにどういう風にして建てるか十分に研究なさった方がいいと思います。

横内はちょっと雪多いですよ。たぶん、除雪はブルか何かを使わないといけないと思いますので、ハウスとハウスの間隔、ブルが入れるような感じで、雪を押し去った場合に雪を置ける場所、そういうのを十分に検討して建設に着手して貰えればと思います。頑張ってください。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

ありがとうございます。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2番、安部と申します。

2点程、お聞きしたいんですけど、今現在建築する予定のところは株式会社鹿内組さんが、ブルーベリーの農園をやっていますよね。手塩に掛けて何年も育てたブルーベリーの苗木はそのまま撤去するんですか。それとも再利用するんですか。

今の話は確かに立派な話で聞きましたけど、まだ実証段階ではありませんよね。CO<sub>2</sub>を排出する機械もとりあえず、使える段階になるまでは必要ですよ。発生装置は新たに付けるって事と、暖房は今の話でいくとガスを利用して冬場とかは、まとまった中でCO<sub>2</sub>を再利用するって事ですか。そういう理解でいいのかな。今の話でいけば、私も宮城県の最先端のところで見えていますけど、あそこでさえ苦労しているのもそうだし、CO<sub>2</sub>の発生装置を使いながらやっているんですよ。北海道の函館でも結構進んだ技術でやっていますが、それを上回るもので横内の鹿内組のブルーベリーの農園のところでもやろうとしているのに関して、1年目で実用化なるんですか。

それとも、二酸化炭素の発生装置を併用しながら、取り組んでいくという事ですか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

はい、頂いた質問に対して回答いたします。

まず、鹿内組さんが所有しているブルーベリー園についてなんですが、おっしゃった通りですね、残念ながら全て処分するということが鹿内組さんからは聞いています。全て処分といってもですね、農園をやっていたところから少し離れたところに、また違うブルーベリーの木を植えていますので、そちらは引き続き栽培を続ける。ただ、観光農園程の規模ではないので、今までのような運営はしないと聞いております。

続いて、CO<sub>2</sub>の排出に関してなんですけれども、おっしゃる通り実証試験の段階です。CO<sub>2</sub>を排出する装置というのは基本的に置く事は考えておりません。あくまでも設置するものはガスのエアコンです。

そのエアコンから排出されたCO<sub>2</sub>を物質に吸着させ必要な時に排出させ、収量を増加させるというような取り組みをしたいというふうに考えております。

ただ、これが一般的になるかということに関しては、その装置がいくらするのか打合せ段階でありまして、出てきていません。

この実験は企業だから出来る部分がウエイトとしては多いのかなと私自身思いながらやっております。安価なもので、同じようにCO<sub>2</sub>の再利用ができるのであれば、当社がメーカーとして今後販売というところも展開したいと思っております。以上です。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

企業法人さんが参入するのは大変良い事だし、技術的な部分もこれから、イチゴなんかは単価的にも良い単価で良いと思うんですけど、5年後の計画見ても、企業としては規模が拡大している訳ではない。この5年の間に蓄積したものを6年目7年目に拡大していくのか、その先が見えないので、もし計画があるのであれば、例えば5年先は大きくしていきたいとか教えて頂けますか。

○ENEOS グローブエナジー ●●氏

はい、ありがとうございます。

当初、私達イチゴ栽培を開始するというふうの方針を決めた時、ハウス8棟の予定でした。

しかし、話を進めていくうちに、身内の話で大変恐縮なのですが、親会社の方からもっとスムーズスタートをなさいと指導を受け、最終的に2棟でスタートする事になりました。こちらの方で5年後の計画としてはハウス4棟と記載はされておりますが、この4棟についても本社の決定後の動きになります。当初8棟という格好で掲げていますので、私達としては、4棟と言わず、

青森で8棟、弘前で8棟、八戸で8棟とそれくらいの規模でどんどん拡大していきたいと考えている次第です。

ただ、企業なので色々な承認をとる必要があって、その通りいくかどうかは不透明なところがありますので、この資料の部分では5年目4棟になるかどうかはわかりませんが、そういう形でスモールスタートという事で書かせて頂きました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

安部委員よろしいですか。

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、それでは、ENEOS グローブエナジーさん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

○ENEOS グローブエナジー

ありがとうございました。

（ENEOS グローブエナジー 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。質問・意見のある委員はどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第 15 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

#### ○事務局

本案は、農地転用を目的とする農地法第 5 条の許可申請が 3 件となっております。

それでは、今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。申請の場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。ここで、「案内略図」の訂正がございます。申請番号 5 番の駒込字月見野の面積が 3,607 m<sup>2</sup>となっておりますが、523 m<sup>2</sup>に訂正くださるようお願いいたします。

それでは、右上に議案第 15 号 関係資料①と記載している資料をご覧ください。

申請番号 3 番、申請地は 2 筆、借人、貸人、及び転用目的は記載のとおりです。

こちらは、1 月の月例総会で農用地区域からの除外案件として一度審議されていた案件で、除外になったことから申請されたものです。

申請概要については、2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページから 5 ページが法務局の地図、6 ページ目が土地利用計画図で、土地への出入口がわかりにくいですが、図の中の丸で囲んだ部分で、隣接する大坂組の土地から出入りすることになります。7 ページが農地転用計画書で、土地の選定理由及び近隣の農作物に被害を及ぼす恐れは無いかなどが記載されています。続いて、8 ページから 10 ページが土地の登記簿となります。11 ページから 15 ページが法人の登記簿、16 ページが土地選定の際の比較検討表、17 ページが水路の上に通路を設置する法定外公共物占用等許可申請書、18 ページが農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外の通知となっております。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域」に近接する農地で、宅地化の状況からみて住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地と判断しております。

第 2 種農地の転用は、申請の農地に代え、周辺のほかの土地を供することで、事業目的を達成できると認められる場合には、原則は許可することができません。

ただし、当該申請については、資機材置場及び駐車場・重機機械操作訓練場にすることを目的とした転用であり、周辺にある非農地の土地についても検討したが、申請地のほかに当該転用目的に供する土地がなかったことから、第 2 種農地の基準である代替性がない場合に該当し、許可をすることができると判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、申請番号 4 番の案件です。申請地は 2 筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目と 3 ページ目が許可申請書、4 ページ目が位置図、5 ページが土地利用計画図で、図の右上に利用面積などについて記載されております。今回転用する農地は、道路側の●●●と●●●の間に農業用水路がありますが、駐車場として利用するため、この水路については、別のルートに付け替える計画で、土地の西側にある点線で表示されている部分はその新しい水路となります。

続いて 6 ページが法務局の地図、7 ページが農地転用計画書、8 ページから 10 ページが土地の登記簿となります。11 ページから 14 ページが法人の登記簿、15 ページが水路付け替え等に係る関係課との打合せ議事録、16 ページが市道路維持課との打合せ議事録となっております。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明いたしますが、立地基準については、今回は申請地ごとの判断となるため、第 3 種農地及び第 1 種農地と記載しています。

まず、申請地、●●●●●●●●●●の農地は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道にあり、かつ、おおむね 500m 以内に、青森中央学院大学及び認定こども園青森中央短期大学附属第一幼稚園、と 2 つの教育施設が存する区域にある農地であるため、原則許可となる第 3 種農地と判断されております。

次に、●●●●●●●●●●の農地については、道路に接しておらず、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地と判断され、農地転用は原則不許可の第 1 種農地と判断されます。

ただし、不許可例外があり星印部分の 2 行目、「申請農地と隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するもので、全体面積に占める第 1 種農地の面積が、3 分の 1 を超えない場合」は許可となっております、この規定に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

申請番号 5 番、申請地は 1 筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページが法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図になり、今回は盛土及び整地を行い、駐車場として利用する計画となっております。6 ページが農地転用計画書、7 ページが土地の登記簿、8 ページから 9 ページが法人の登記簿、10 ページが土地選定の理由、11 ページが道路工事施工承認申請書となっております。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず 1 点目、立地基準については、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、その他の農地と判断しております。申請地は、過去に大根を作付けしていたが、収量は県の平均値以下で、生産性の低い農地であったとのことから、このよ

うな判断をしたものです。

その他の農地は、星印の所に記載のとおり、第3種農地や非農地に代替土地がない場合に限り、許可できるものであります。当該申請は、申請者のお寺の駐車場で利用する目的で、周辺にある非農地の土地も検討したが、申請地のほかに駐車場に供する土地がなかったことから、その他の農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。質問・意見のある委員はどうぞ。

はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番安部です。申請番号4番の案件ですけど、この転用に関して反対するわけではないんですけども、意見を付けてもらいたいんですよ。

というのは、資料の中に農地林務課の打合せ事項が書いているんですけど、ここの場所は5、6年前から農地林務課の当時の担当者は簗原さんと玉熊さんだと思うんですけど、水路から水が溢れるような状態で、ほ場に多大な影響が出るということで改善をお願いしていました。にもかかわらず、協議の中で問題ないみたいな形で取られているんですけど、我々の意見が反映されないまま、数年経っても改善されずに、自前で重機を持ち出して、土側溝を毎年毎年掘っているような状態です。

ここの地区の、買収になる人達、●●さんと●●さんから相談も受けて賛成はしました。あすなろ青果株式会社には直接行けなかったのも、業者の方の立ち合いの元、出来れば、西側のユアテック側に対しては、切り回しはかまいませんが、土側溝ではなく、ベンチフレーム入れて貰えませんかとお願いはしました。でなければ、昨年もそうですけど、ちょっとした雨でも去年も40アール作付けたにもかかわらず、稲刈りは出来ないとそのまま放置しました。

本当にここは大変なところですよ。もし、ここが土盛りされて、駐車場になる、雪も押しやるような状態になるんだと思います。そうすると、さらに水はけが悪くなる。ここ一帯、ずっと私が作っているんですけど、77ヘクタールの水の排水が全部ここに集中する。

今、中央学院大学のところに500の暗渠が3本入ってますけど、全部オープンにしているから、水はけは目立ちませんが、田植えが終わったら、全て閉じます。そうするとここは全部藪のような状態で、ずっと秋まで続きます。それを何度も説明をしても、このような打合せ事項があがるってことが不思議で仕方ありません。

もう少し人の話に耳傾けて欲しかったなと思いますけど、全部自己負担です。私、耕作者に何

の責任がありますか。

行政の方も許可は基準を満たしているかもしれませんが、現状はそうじゃないです。せめて、賛成はしている以上、相談乗った以上賛成はしました。であれば、最低限度、耕作者に対して近隣に迷惑かからない形で、ベンチフレームなり 20m くらい入れてもらえないか。

この意見を付けて欲しいなという事があります。

局長にもお願いしますけど、今の件を農地林務課に伝えてもらいたい。

私、何回も農地林務課に、お話ししてますけど、多面的交付金の会長やってますけど、多面的活動資金をこのために使うわけにはいきません。全体的な環境保全のために使っているわけですから。打合せ議事録って、そういう話を無視した形で行われるのかなと、私、これ見てビックリしました。

○事務局長

今、相談のあった内容に関しては、農地林務課の方には伝えておきますので。そのところはしっかり伝えておきます。

○2 番（安部浩一委員）

許可を出すにも許可は許可で基準満たしていいわけだけど、実際はそれに対して農業委員会としてもこういう意見があったということをお伝えして検討してもらえよう意見を送付して欲しい。でなければ、来年からこの上に関する面積 7 町歩くらいは耕作できませんよ。はっきり言って、耕作放棄地になる可能性大です。それだけは、しっかり相手側にも伝えて頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、よろしいですか。今の意見を農地林務課の方に連絡して頂けるように。

○事務局

農地林務課の方には、こちらの方からこういう意見が出ているという事は、局長からもあったように伝えておきます。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
ご異議なしと認め、そのように決定します。  
次に、議案第 16 号及び 17 号は関連がありますので一括審議の議題とします。  
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局  
本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 5 件、利用権設定が 7 件の合計 12 件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 7 ページから 8 ページ、利用権設定の案が 9 ページから 11 ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 17 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
これより、9 ページの利用権設定申請番号 14 番から次ページの 16 番の審議を行うにあたり、豊川明子委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(豊川明子委員 退席)

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
これより、当該申請について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)  
ご異議なしと認め、そのように決定します。  
豊川明子委員を入场させてください。

(豊川明子委員 入場)

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)  
これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)  
それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)  
ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)  
次に、議案第 18 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局  
それでは、まず、使用する資料ですが、表紙に別添資料、議案第 18 号～第 19 号関係資料一覧表と記載された資料をご覧ください。

議案第 18 号の「令和 4 年度東青地区農業委員会大会等 要望案」については、5 月 26 日を締切として委員の皆さんから案を募集いたしましたところ、秋谷進委員より提案が 1 件ございましたことから、委員の皆さんにご審議いただきたいと思っております。

本日、皆様にご審議いただき、青森市としての要望案が決定したのち、今後開催予定の東青地区農業委員会連絡協議会運営協議会において、東青地区各町村からの要望案と併せて協議されることとなります。

その後最終的に、県及び県選出国會議員への要望活動を行う予定としているところであります。それでは、要望案の説明に入ります。

資料 1 ページの要望案 1「耕作放棄地や遊休農地の発生を防止し、農地を維持していくための、新たな支援策の構築について」ですが、秋谷進委員からの提案で、要望先としては、国となっております。

要望内容の概要は事務局からご説明させていただきます。

近年、担い手の減少や従事者の高齢化等、さまざまな事情で農地を維持管理できなくなり、耕作放棄地や遊休農地等の発生が増加しています。

しかし、そうした土地を再度農地に復元するには、多大な経費が必要となる等の問題が発生するため、農業者にとっては困難が伴うのが現状です。

こうした状況への対策として、現在様々な事業が存在しています。しかし、いずれも地域や集団が対象となっており、採択要件のハードルが高いことから、個人での利用が困難なものとなっています。そこで国においては、農地を守り、維持管理する仕組みとして、個人を対象に直接支援できる対策を新たに講じるよう要望したい、との内容となっております。

提案理由については、提案者である秋谷委員からご説明をお願いします。

#### ○1 番（秋谷進委員）

事務局から説明したとおりでございますが、多面的支援交付金などは集団が対象です。この集団がなかなか出来ない、出来づらいということがございまして、無理な注文かもしれませんが、個人を対象とした支援策、何かないかなという事で少し出しておいた方がいいんじゃないかなという事で、ここに出させてもらいました。以上です。

#### ○事務局

はい、秋谷委員ありがとうございました。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

#### ○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議します。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
ないようですので、本案について、この要望案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
すみません。文章自体で字句とか訂正ございましたら、ご指摘頂ければ。  
あと、表現方法とか。よろしいですか。

○各委員  
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
ないようですので、この要望案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○(西澤清光会長職務代理者)  
ご異議なしと認め、この要望案のとおり提出することを決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
次に議案第19号を議題とします。  
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局  
それでは、引き続き資料の2ページをご覧ください。  
議案第19号の令和4年度東青地区農業委員会大会スローガン案については、先程の議案第18号と同様に5月26日を締切として委員の皆様から案を募集いたしましたところ、秋谷進委員より提案が1件ございましたことから、委員の皆様にご審議いただきたいと思っております。

東青地区農業委員会大会のスローガンについても要望と同じく、東青地区各町村から提案されたものを東青地区の運営協議会において協議することとなります。

スローガンの提案理由については、提案者である秋谷委員からご説明をお願いいたします。

○1 番（秋谷進委員）

スローガンここに書いたとおりでございますが、スマート農業、今流行りでございますが、これが今後生産性向上を図るための切り札になるのではないかということで、提案させて頂きました。以上です。

○事務局

秋谷委員ありがとうございました。

それでは、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議します。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、このスローガン案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、このスローガン案のとおり提出することを決定いたします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 6 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が 12 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 7 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 12 件となっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 8 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で 5 件です。

なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続いてその他に移りますが、皆様から何かございますか。

○各委員

(特になし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に事務局から何かありますか。

○事務局

(今後の青森市農業委員会の最適化活動計画及び最適化の推進に関する指針の見直し、最適化協議会、運営協議会、臨時定例総会の予定について)

(次回の月例総会は7月11日(月)午後1時から、場所は浪岡中央公民館で開催予定の連絡)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これを持ちまして、令和4年度第3回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。